

Business News

第197号

三井住友海上経営サポートセンターでは、会員企業・法人の経営者の皆様から各種経営相談をお受けしています。また Business News を定期的にお届けして、皆様に各種経営情報をご提供いたします。本号では、2015年6月より開始された安全衛生優良企業公表制度について、社会保険労務士法人みらいコンサルティングに寄稿いただきました。

安全衛生優良企業公表制度の概要とポイント

「安全衛生優良企業公表制度」とは、従業員の安全や健康を確保するための対策に積極的に取り組み、高い安全衛生水準を維持している企業を、厚生労働省が認定・公表するものです。認定を受けると様々なメリットが享受でき、企業イメージの向上に資すると考えられます。2015年6月1日から申請の受付が開始され、既に認定を受けた企業が厚生労働省のホームページ上で企業名を公表されています。

1. 安全衛生優良企業の認定の単位

企業単位での認定となります。企業の全ての事業場において、安全衛生優良企業の指標を達成していることが必要となります。

2. 認定の基準

認定のための評価項目は、優良企業として必ず満たさなければならない項目(STEP1)と、企業の積極的な取組を評価する項目(STEP2)に分かれています。

【STEP1】以下の(1)と(2)の必要項目を全て満たしていることが必要です。

- (1) 企業の“状況”として満たしていることが必要な項目 ⇒ 優良企業にふさわしいかどうか確認されます。
 - ・(過去3年間の)労働安全衛生法等の違反の状況
 - ・(過去3年間の)労働災害発生状況(派遣労働者を含む)
 - ・その他優良企業として満たしていることが必要な状況
- (2) 企業の“取組”として満たしていることが必要な項目 ⇒ 基本的な取組ができていないか確認されます。
 - ・安全衛生の実施体制の取組
 - ・安全衛生全般の取組

【STEP2】以下の(3)の評価項目について、評価点が基準を満たしていることが必要です(下記(※)の評価合計点が各項目いずれも6割以上、かつ全項目の合計点で8割以上)。

- (3) 企業の積極的な取組を評価する項目 ⇒ 積極的な活動が評価されます。
 - ・安全衛生活動を推進するための取組
 - ・健康で働きやすい職場環境の整備(健康保持増進対策(※)、メンタルヘルス対策(※)、過重労働防止対策(※)、受動喫煙防止対策)
 - ・安全でリスクの少ない職場環境の整備(製造業、建設業、運輸業など危険有害業務のある業種に限る)(※)

3. 認定の有効期間

認定の有効期間は3年間。3年を経過する時点で引き続き認定を取得する場合には、再度申請が必要です。

4. 認定による企業メリット

優良企業に認定されると、厚生労働省のホームページで企業名が公表されます。また、認定を受けた企業は安全衛生優良企業マークを名刺、商品、企業広告等に使用することができ、様々な場所でPRすることができます。それによって、以下のようなメリットが考えられます。

- (1) 企業イメージの向上
- (2) 社員の働く意欲の向上
- (3) 求職者へのPR
- (4) 取引先へのPR
- (5) 安全・健康確保による生産性の向上

※詳細は、厚生労働省HPにてご確認ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000075611.html>

(社会保険労務士法人みらいコンサルティング)